

◆議案内容①

定款の一部変更の件（被害者救済に関連する現在の和解方針を社内に周知徹底し、これを実行させること）

◆提案の内容①

中古アパマン融資の被害者救済の新たな方針（被害者が希望を持って生きていくことができる弁済条件とすること等）を社内に周知徹底し、これを従業員に実行させることを定款に定める。

◆提案の理由①

当社は、中古アパマン融資の被害者について、新たな被害者救済の方針（弁済額は当該物件の収支の範囲内に留めること、物件売却後は被害者が希望を持って生きていくことができる弁済条件とすること等）を打ち出し、その実行過程にある。被害者株主としては、その新たな方針については一定の評価をし、具体的な和解作業に入っている。その実行過程において、当社の従業員が、上記新方針に反する言動、提案、もしくは処置をすることが多く見られる。よって、上記新方針を社内に周知徹底し、これを従業員に実行させることが極めて重要である。

具体的な和解成立による被害者救済は、まだ入口に入ったばかりである。被害者全員について円満かつ十分な内容で和解が成立することが、中古アパマン融資問題の真の解決である。そうやって初めて被害者は普通の生活に戻ることができる。そして当社も真の再建再発展の道を進むことになるのである。

◆議案内容②

定款の一部変更の件（被害者救済に関する対外表明事項の記録保存および開示体制の整備について）

◆提案の内容②

当社が不正融資の被害者救済等の重要事項に関し、国会や記者会見など対外的に表明した内容は、その要旨と資料を適切に記録・保存する。また、株主等へ必要に応じ開示する体制を整備する旨を定款に定める。

◆提案の理由②

不正融資問題の被害者救済は、社会的信頼回復と企業価値再構築の前提となる最重要課題である。現在は、過去の経緯を論難すること以上に、対外的に表明した支援方針を継続的かつ誠実に実行することが求められている。

そのためには、国会や記者会見等で示した方針や説明内容を適切に記録・保存し、必要に応じて参照できる体制整備が不可欠である。これにより、説明と実務の整合性が確保され、支援の継続性と透明性が担保される。

本議案は、個別交渉の詳細や守秘事項の無制限な開示を求めるものではない。当社が表明した重要事項について記録と説明責任の基盤を整えることを目的としており、被害者や株主、市場との信頼関係を安定的に維持するために極めて有益である。

◆議案内容③

定款の一部変更の件（被害者救済の履行状況に関する取締役会の定期検証について）

◆提案の内容③

当社は、不正融資問題に関する被害者救済その他これに準ずる重要対応について、取締役会が定期的にその履行状況を検証し、必要な改善措置を講じる体制を整備する旨を定款に定める。

◆提案の理由③

当社が実施する被害者救済は、一時的な方針表明に留まらず、長期にわたり継続的に実行されるべき経営上の重要課題である。特に個別和解が進む現状では、当社が文書や口頭で示した方針が現場で適切に履行されているかを継続的に確認する必要がある。

重要事項が通常業務の中に埋没すると、対応のばらつきや方針趣旨の不徹底を招く恐れがある。そのため、取締役会が定期的に履行状況を確認し、必要に応じて改善を図る体制の明確化が不可欠である。

本議案は、個別案件への介入や経営判断の過度な拘束を目的とするものではない。表明した支援方針を安定的かつ誠実に実行するための内部統治を整えることが趣旨である。定期的な検証体制の整備は、支援の着実な履行と株主への説明責任の両立に資するものである。

◆議案内容④

定款の一部変更の件（被害者救済に関する社外取締役の監督機能の強化について）

◆提案の内容④

当社は、不正融資問題に関する被害者救済その他これに準ずる重要対応について、社外取締役がその履行状況および監督体制を適切に確認し、その概要を取締役会に報告する仕組みを整備する旨を定款に定める。

◆提案の理由④

不正融資問題に関する被害者救済は、単なる過去案件の処理ではなく、当社の信頼回復と再生を左右する重要な経営課題である。その履行が真に誠実かつ継続的に行われているかを確認するためには、業務執行部門のみならず、独立した立場にある社外取締役による監督機能を十分に活用することが重要である。

現在求められているのは、過去の問題をいたずらに拡大することではなく、当社が既に示した支援方針や説明内容を、ぶれることなく実行していくことである。そのためには、社外取締役が一定の視点から履行状況や監督体制を確認し、取締役会において必要な議論がなされる仕組みを整えることが有益である。

本議案は、社外取締役に個別案件への直接関与を求めるものではなく、重要対応の継続的な監督と説明責任の向上を図ることを目的とするものである。社外の視点を適切に取り入れることにより、当社の支援対応がより安定的かつ信頼性の高いものとなることが期待される。

◆議案内容⑤

定款の一部変更の件（被害者救済方針の承継および継続性確保について）

◆提案の内容⑤

当社は、不正融資の被害者救済に関する重要方針や記録等を、経営体制の変更や組織改編時にも適切に承継し、継続的な履行を確保する体制を整備する旨を定款に定める。これには説明内容や対応記録の承継も含まれる。

◆提案の理由⑤

被害者救済に関する対応は、短期間で完結するものではなく、一定の期間にわたり継続的に実行されることが前提となる。そのため、仮に経営陣の交代や組織改編、担当部署の変更等があった場合でも、これまで当社が表明してきた支援方針や重要な説明内容が十分に引き継がれず、実務上の連続性が損なわれることがあってはならない。

特に、現在のように個別和解や支援実務が進行している局面では、「誰が担当するか」によって対応の質や方向性が変化することに対する懸念が生じやすい。こうした不安を回避し、被害者および株主に対して一貫した姿勢を示すためには、重要方針や記録の承継を制度的に担保することが有効である。

本議案は、個別案件の内容を固定化するものではなく、当社が表明した重要方針や支援対応の趣旨が、将来にわたって適切に受け継がれる体制を整えることを目的とするものである。これは、被害者救済の継続性確保のみならず、当社の中長期的な信用維持にも資するものである。